

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○宮城県定例県議会の招集	(財政課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	二
○道路の供用開始	(道路課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	三
○土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	四
○都市計画事業の認可	(同)	四
○建築基準法第八十六条第一項の規定に基づく一の敷地とみなすことに関する特例の認定	(建築宅地課)	四
○土地改良区役員の退任の届出	(仙台地方振興事務所)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(情報システム課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	五
○政治団体の届出	(選挙管理委員会)	七

ページ

告 示

- 政治団体の届出事項の異動届
- 政治団体の解散届
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)
- 資金管理団体の届出
- 資金管理団体の届出事項の異動届
- 資金管理団体の指定取消しの届出

七 八 八 八 九 一〇 一〇

○宮城県告示第九百四十二号
平成二十五年十一月二十二日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。
平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百四十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みやぎ訪問歯科・救急ステーション	柴田郡大河原町字西三十八一みやぎ県南中核病院一階	平成二十五年十月一日
東北薬局大崎	大崎市鹿島台木間塚字小谷地四百二十二	平成二十五年九月一日

○宮城県告示第九百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	山本外科内科医院	所在地	変更年月日
変更後	山本クリニック		
		岩沼市中央二丁目三ー十二	平成二十五年十月一日

○宮城県告示第九百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	廃止年月日
有限会社サイカ薬局	伊具郡丸森町字鳥屋四ー一	平成二十五年八月二十九日

○宮城県告示第九百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五〇〇三八二	しあんくれーる 大崎市古川七日町十一ー一七	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	特定非営利活動法人くもり のち晴れ	平成二十五年十月一日
○四一二七〇〇一五	街喫茶さわり 黒川郡大和町吉岡字館下四十七番	就労継続支援B型	特定非営利活動法人黒川こころの応援団	平成二十五年十一月一日

○宮城県告示第九百四十七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品	認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
	二七七	農産物漬物	株式会社木村農園 代表取締役 木村貴信	株式会社木村農園	東松島市矢本字上館下六十九番地

二 認証年月日

平成二十五年十一月七日

○宮城県告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
気仙沼市磯草三九七の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南登米線	登米市豊里町大沢谷岐四九番三地先から 同市同町新大沢谷岐五〇番地先まで	平成二十五年 十一月二十五日 午後一時

○宮城県告示第九百五十一号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百五十二号
 南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

猪股 義 範 岩沼市字荒井九十七番地

伊藤 新 治 岩沼市朝日二丁目五番二十号

伊藤 芳 一 岩沼市朝日二丁目一番十三号

菊地 美 鶴 岩沼市朝日二丁目一番三号

大村 健 治 岩沼市栄町二丁目二番三十五号

○宮城県告示第九百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

港町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年十一月十五日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

なし

2 使用の部分

塩竈市港町一丁目、海岸通地内

○宮城県告示第九百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十六条第一項の規定により、一の敷地とみなすことに関する特例として次のとおり認定した。

なお、同条第八項の規定により、その関係図書を宮城県庁（土木部建築宅地課）において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

申請者氏名	申請者住所	対象区域	認定年月日及び番号
利府町長 鈴木 勝雄	宮城県利府町利府 字新並松四番地	宮城県利府町加瀬字新柳ノ木 二番一、二番二、二番三、二番四、 二番五、二番六、二番七、二番八、 二番九、二番一〇、二番一一、二番一二、 二番一三、二番一四、二番一五、二番一六、 二番一七、二番一八、二番一九、二番二〇、 二番二一、二番二二、二番二三、二番二四、 二番二五、二番二六、二番二七、二番二八、 二番二九、二番三〇、二番三一、二番三二、 二番三三、二番三四、二番三五、二番三六、 二番三七、二番三八、二番三九、二番四〇、 二番四一、二番四二、二番四三、二番四四、 二番四五、二番四六、二番四七、二番四八、 二番四九、二番五〇、二番五一、二番五二、 二番五三、二番五四、二番五五、二番五六、 二番五七、二番五八、二番五九、二番六〇、 二番六一、二番六二、二番六三、二番六四、 二番六五、二番六六、二番六七、二番六八、 二番六九、二番七〇、二番七一、二番七二、 二番七三、二番七四、二番七五、二番七六、 二番七七、二番七八、二番七九、二番八〇、 二番八一、二番八二、二番八三、二番八四、 二番八五、二番八六、二番八七、二番八八、 二番八九、二番九〇、二番九一、二番九二、 二番九三、二番九四、二番九五、二番九六、 二番九七、二番九八、二番九九、二番一〇〇、 （四九六六・〇六平方メートル）	平成二十五年十一月十五日 第二号

○宮城県告示第九百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年十一月一日	武 田 公 男	名取市下増田字五八角前九番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十五年年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 三千五百四十六台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年十一月一日

四 落札者の名称及び所在地 日通商事株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号

五 落札金額 三億四千九百三十三万二千八百七十五円（消費税及び地方消費税を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年九月二十日

平成二十五年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 業務の名称 原動機運転制御実習装置等修繕工事

2 業務の内容 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日の翌日から平成二十六年三月二十八日まで

4 業務の場所 宮城県水産高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一一一三三三五）へ平成二十五年十二月三日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（担当 梅原登世子 電話〇二二二一一一三六二三）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十五年十二月三日（火）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年十一月十五日（金）から平成二十五年十二月十日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年十二月十日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年十二月十三日（金）午前九時から平成二十五年十二月二十四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十五年十二月二十四日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便により、イの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十五年十二月二十五日（水）午前十時 宮城県庁行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

1 Item (s)/Service (s) Required : Apparatus for Motor Operation Control System Repair (s)

2 Duration of Contract : March 28, 2014

3 Location Suisan Senior High School, 1-24 Udagawacho, Ishinomaki City, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : Tuesday December 24th, 2013, 5 : 00 p. m.

5 Contact Person : Toyoko Umehara, Senior Administrative Staff, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN. Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

及川幸子後援会 及川 利征 及川 利征 本吉郡南三陸町歌津伊里前二二六 一三 平成二十五年十月十五日

佐藤清隆後援会 内田 博喜 今野 千秋 大崎市古川保柳字西構北五 平成二十五年十月十六日

さとう正明後援会 佐藤 嘉浩 佐藤 伸 本吉郡南三陸町入谷字山の神平一 九一三 平成二十五年十月十一日

にった和広後援会 渡辺 初男 伊藤栄勢男 宮城県七ヶ浜町吉田浜字上の台一 一〇一 平成二十五年四月五日

仁田和廣政策研究会 仁田 和廣 伊藤栄勢男 宮城県七ヶ浜町吉田浜字上の台一 一〇一 平成二十五年四月五日

東日本大震災復興加 佐々木喜藏 大和田美和子 石巻市住吉町一六一八 平成二十五年十月十一日

速化をはかる会 大郷町再起の会 郷右近秀俊 伊藤 峰男 黒川郡大郷町土橋字北町一 平成二十五年八月十三日

○宮選管告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十五年十一月十五日 宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

(一) 政党の支部 政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党宮城県第一選挙区支部 会計責任者の氏名 石塚 博文 今井 末吉 平成二十五年十月十五日

日本維新の会宮城県総支部 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区中央二 町二四五一三 平成二十五年十月十五日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

安住としゆき後援会 主たる事務 黒川郡富谷町上桜木 黒川郡富谷町鷹乃杜 平成二十五年

小泉光を励ます会	代表者の氏名	小泉 光	所の所在地	一 一六 一三	九月六日
土井とおるチャレンジ21	会計責任者の氏名	石塚 博文	所の所在地	一 一八 一三	平成二十五年十月一日
中野正志後援会	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	今井 末吉	平成二十五年十月十五日
中野正志政経フォーラム	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	橋本 典子	平成二十五年十月十五日
宮城県商工政治連盟栗原南部支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	今井 末吉	平成二十五年十月十五日
宮城県商工政治連盟登米中央支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	今井 末吉	平成二十五年十月十五日
宮城県商工政治連盟登米中央支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	今井 末吉	平成二十五年十月十五日
宮城県商工政治連盟登米中央支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	今井 末吉	平成二十五年十月十五日
宮城県商工政治連盟登米中央支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	今井 末吉	平成二十五年十月十五日
宮城県商工政治連盟登米中央支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	今井 末吉	平成二十五年十月十五日
宮城県商工政治連盟登米中央支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央二 一七 一三〇	代表者の氏名	今井 末吉	平成二十五年十月十五日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

代表者の氏名

解散年月日

みんなの党宮城県議会第1支部 峯岸 真哉 平成二十五年十月十五日

みんなの党仙台市議会第3支部 甲田 涼司 平成二十五年十月十五日

（二）その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

大石正光宮城県後援会 及川 一榮 平成二十五年九月三十日

にった和広後援会 渡辺 初男 平成二十五年四月二日

仁田和廣政策研究会 仁田 和廣 平成二十五年四月二日

○宮選管告示第百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

みんなの党宮城県議会第3支部

報告年月日 25. 9. 25 (25. 10. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（政党の支部）

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

みんなの党仙台市議会第3支部

報告年月日 25. 9. 25 (25. 10. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

おり公表する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

仁田和廣政策研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 仁田 和廣

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 25. 4. 5 (25. 4. 2解散)

1 収入総額 996,051

前年繰越額 996,051

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

にった和広後援会

報告年月日 25. 4. 5 (25. 4. 2解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

みんなの党宮城県議会第3支部

報告年月日 25. 9. 25 (25. 10. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

おり公表する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

仁田和廣政策研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 仁田 和廣

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 25. 4. 5 (25. 4. 2解散)

1 収入総額 996,051

前年繰越額 996,051

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

にった和広後援会

報告年月日 25. 4. 5 (25. 4. 2解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

みんなの党宮城県議会第3支部

報告年月日 25. 9. 25 (25. 10. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

代表者の氏名

解散年月日

みんなの党宮城県議会第1支部 峯岸 真哉 平成二十五年十月十五日

みんなの党仙台市議会第3支部 甲田 涼司 平成二十五年十月十五日

（二）その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

大石正光宮城県後援会 及川 一榮 平成二十五年九月三十日

にった和広後援会 渡辺 初男 平成二十五年四月二日

仁田和廣政策研究会 仁田 和廣 平成二十五年四月二日

○宮選管告示第百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

みんなの党宮城県議会第3支部

報告年月日 25. 9. 25 (25. 10. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（政党の支部）

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

みんなの党仙台市議会第3支部

報告年月日 25. 9. 25 (25. 10. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

みんなの党宮城県議会第3支部

報告年月日 25. 9. 25 (25. 10. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（政党の支部）

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

みんなの党仙台市議会第3支部

報告年月日 25. 9. 25 (25. 10. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

<p>みんなの党宮城県議会第1支部 報告年月日 25. 4. 3 (25. 10. 15解散)</p>		<p>公職の候補者の氏名 大石 正光 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日 25. 5. 30 (25. 9. 30解散)</p>	
1 収入総額	1,000,000	1 収入総額	152
本年収入額	1,000,000	前年繰越額	152
2 支出総額	1,000,000	2 支出総額	0
本年収入の内訳		にった和広後援会	
寄附	1,000,000	報告年月日 25. 4. 5 (25. 4. 2解散)	
個人分	1,000,000	1 収入総額	0
4 支出の内訳		2 支出総額	0
経常経費	143,779		
光熱水費	33,773	○同職種別長編四三十七号	
備品・消耗品費	28,351	政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平	
事務所費	81,655	越二十五分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと	
政治活動費	856,221	なり公表する。	
組織活動費	322,661	平成二十五年十一月十五日	
機関紙誌の発行その他の事業費	533,560	宮城県選挙管理委員会	
宣伝事業費	533,560	委員長 藤 地 光 輝	
5 寄附の内訳		政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	
(個人分)		(政党の支部)	
松島 成吉	1,000,000	みんなの党仙台市議会第3支部	
(資金管理団体)		報告年月日 25. 10. 21 (25. 10. 15解散)	
仁田和廣政策研究会		1 収入総額	0
資金管理団体の届出をした者の氏名 仁田 和廣		2 支出総額	0
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員		みんなの党宮城県議会第1支部	
報告年月日 25. 4. 5 (25. 4. 2解散)		報告年月日 25. 10. 16 (25. 10. 15解散)	
1 収入総額	996,051	1 収入総額	0
前年繰越額	996,051	2 支出総額	0
2 支出総額	0	(資金管理団体)	
(その他の政治団体)		仁田和廣政策研究会	
大石正光宮城県後援会		資金管理団体の届出をした者の氏名 仁田 和廣	
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号		資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員	

報告年月日 25. 4. 5 (25. 4. 2解散)

1 収入総額 996,051

前年繰越額 996,051

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

大石正光宮城県後援会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号

公職の候補者の氏名 大石 正光

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 25. 10. 15 (25. 9. 30解散)

1 収入総額 152

前年繰越額 152

2 支出総額 152

3 支出の内訳 152

経常経費 152

備品・消耗品費 152

にった和広後援会

報告年月日 25. 4. 5 (25. 4. 2解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

届出年月日

仁田 和廣 宮城県議会議員

仁田和廣政策研究会

宮城県七ヶ浜町吉田浜字上の台一一一

仁田 和廣

平成二十五年四月五日

○宮選管告示第百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

安住 稔幸 富谷町議会議員

安住としゆき後援会

主たる事務所 黒川郡富谷町上桜 所の所在地 木一六三

黒川郡富谷町鷹乃 杜一八一三

中野 正志 参議院議員

中野正志政経フォーラム

主たる事務所 仙台市青葉区中央 所の所在地 二一七三〇

仙台市泉区南光台 東一三二二六

沼倉 昭仁 白石市長

沼倉昭仁後援会

公職の種類 白石市長

白石市議会議員

○宮選管告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

資金管理団体でなくなった旨の届出年月日

仁田 和廣 宮城県議会議員

仁田和廣政策研究会

宮城県七ヶ浜町吉田浜一

仁田 和廣

平成二十五年四月五日